

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 施行細則の一部を改正する規則について

1 改正理由

令和3年3月8日付け行革第648号・政法第1410号「行政手続等における押印見直し方針の制定及び見直しの実施について」の通知に基づき、押印について所要の改正を行う。

2 改正内容

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則（平成二十七年千葉県規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

- ・ 別記第一号様式及び第三号様式中「㊦」を削る。
- ・ 別記第四号様式及び第五号様式中「㊦」を削る。
- ・ 別記第六号様式中「㊦」を削る。
- ・ 別記第十号様式から第十三号様式までの規定中「㊦」を削る。

3 施行期日

令和4年4月1日